

平成29年 2 月 21 日提出

熊本市老人憩の家条例の一部改正について

熊本市老人憩の家条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市老人憩の家条例の一部を改正する条例

熊本市老人憩の家条例（昭和48年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項から11の項までを1項ずつ繰り上げ、同表12の項中「熊本市託麻西老人憩の家」を「熊本市託麻南老人憩の家」に改め、同項を同表11の項とし、同表中13の項から40の項までを1項ずつ繰り上げ、41の項を削り、42の項を40の項とし、43の項から131の項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提出理由）

田迎老人憩の家及び五郎ヶ池老人憩の家を廃止する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。